

知床五湖地区における利用適正化計画の策定について

1 目的

国立公園における利用の適正化を図るための計画（以下「利用適正化計画（仮称）」という。）は、利用調整地区を指定し、その利用の適正化を図るに当たって、様々な関係者による合意形成の下で利用の調整等に関する各種事項を定めることにより、公園利用の適正化を円滑に進め、利用調整地区の風致景観を維持し、かつ、より深い自然とのふれあいと体験を提供することを目的として作成する。

2 作成・変更の方法と体制

- ① 利用適正化計画は、釧路自然環境事務所長が利用適正化検討協議会（仮称）において関係者と合意形成を図った上で、原則として土地所有者等の同意を得て作成し、インターネット等を活用し広く公表する。
- ② 協議会は、利用適正化計画の策定及び変更について協議し、円滑な実施協力に向けた合意形成を図る目的で設置されるものであり、その構成員たる関係者はそれぞれの役割に応じて計画の実施に努めるものとする。
- ③ 関係者とは、関係行政機関、都道府県、市町村、地域住民、関係団体、土地所有者、自然環境等に関する専門家・研究者、自然環境の保護・管理者、公園利用者の管理・巡視実施者、自然ふれあいプログラム実施者、指定認定機関等であり、協議会は関係者を交えた開かれた検討の場を確保することにより行う。
- ④ 自然環境事務所長は、モニタリングにより継続的に収集したデータに基づき、必要に応じて利用適正化計画を変更するものとし、その際には作成時と同様の方法により、関係者との合意形成等を図った上で広く公表する。

3 利用適正化計画の内容

利用適正化計画において記載を検討する項目は、おおむね次のとおりとする。

① 背景

(1) 当該地区の保護及び利用の現状

- ・当該地区の範囲（利用調整地区及び関連する周辺地域）を記載
- ・自然環境保全に関する関連法令等の指定状況、自然環境の特性、利用の現状等を記載

(2) 当該地区の保護及び適正な利用を図るための問題点及び課題

- ・植生その他の風致景観の保護上の問題点及び課題を記載
- ・質の高い利用を実現する上での問題点及び課題を記載

② 利用の適正化を図るための基本方針

(1) 利用適正化計画により達成すべき目標

- ・利用適正化計画により達成する自然環境の保護及び公園利用上の目

標を記載

- (2) 地区内での利用のあり方に関する基本方針
- (3) 地区内の自然環境の保護及び管理に関する基本方針
- (4) 地区内での利用施設の整備及び管理に関する基本方針
- ③ 利用調整地区の指定に関する事項
 - (1) 利用調整地区の名称
 - (2) 利用調整地区の区域
 - ・利用調整地区の区域線を図示等により記載
 - ・利用調整地区の区域を示す標識等の整備計画を記載
 - (3) 利用調整の期間
 - ・利用調整を行う期間及びその設定理由を記載
 - (4) その他
 - ・利用調整地区の指定の広報、利用調整地区の周知の方法を記載
- ④ モニタリング、モニタリングの評価及び計画への反映に関する事項
 - (1) 指標等の設定
 - (2) モニタリングの手法
 - (3) モニタリングデータの評価
 - ・モニタリングデータの評価機関の名称、事務局、構成員、評価の時期、頻度を記載
 - (4) 報告及び公表の方法
- ⑤ 立入認定の手続きに関する事項
 - (1) 認定基準
 - 1) 人数
 - 2) 日数
 - 3) 禁止行為
 - 4) その他の基準
 - (2) 立入認定事務の実施方法
 - 1) 認定を行う事務所の場所
 - 2) 受付の方法及び人数調整の方法（抽選、先着順等）
 - (3) 注意事項（利用ガイドライン）
 - (4) 注意事項（利用ガイドライン）の周知
 - (5) 利用者の指導
- ⑥ 自然ふれあいプログラムの提供等に関する事項(必要がある場合)
- ⑦ 自然環境の再生、復元等に関する事項(必要がある場合)
- ⑧ 利用施設の整備及び管理に関する事項（必要がある場合）

4 検討スケジュール

次回協議会で骨子について議論し、ただちに作成に着手。

年内に素案を作成し、3月末までに協議会としての案を取りまとめ。

来年度に、パブリックコメント（国民の意見募集）を経て、来夏に決定。